

(別添)

令和6年度「超・プレミアム米」、「超・低コスト米」実証・普及業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度「超・プレミアム米」、「超・低コスト米」実証・普及業務

2 委託業務の目的

稲作の農業所得の向上に向けて、有機農業などの成長分野における新たな付加価値の創出による「超・プレミアム米」の生産と現物市場での販売を通じた付加価値の評価を行う。

また、省力・低コスト技術と低コスト肥料等を組み合わせた「超・低コスト米」の栽培体系を確立するため、現地での実証に取り組むとともに、多様な県内外の先進事例を収集する。

上記2つの技術を県内に広く紹介するため、動画を作成し、SNS等で実証内容を周知するほか、関心のある生産者を対象としたセミナー及び研修会を開催する。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）までとする。

4 業務内容

(1) 「超・プレミアム米」の現地実証業務

ア 現地実証の実施

(ア) 「超・プレミアム米」の栽培実証を、生産者に委託して実施する。

(イ) 委託先及び実証内容は、県と協議の上、決定する。

イ 「超・プレミアム米」の紹介動画の撮影とSNS等での周知

(ア) アの取組について、生産者のこだわりや栽培方法等を紹介する動画を5本程度撮影・編集し、青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」等のSNSに掲載する。

(イ) 撮影内容は、県及び生産者と協議の上、決定する。

ウ 現物市場等での「超・プレミアム米」の販売・求評

(ア) アの実証において生産された米を、現物市場等で複数回販売することで、付加価値の評価を行う。

(イ) 現物市場での求評が難しい場合は、県及び生産者と代替手法について検討し、実施する。

(ウ) イで撮影した動画等を活用し、求評活動に必要なHP等を作成する。その他、求評活動に必要な資材等を作成する。

(エ) 求評活動の結果から、「超・プレミアム米」の付加価値について分析する。

エ 「超・プレミアム米」普及・啓発セミナーの開催

(ア) 日程・会場等

- ・令和6年12月から令和7年2月までの間（平日に限る）に、青森市で1回開催する。
- ・開催時間は、13時30分から16時までの間とする。
- ・具体的な日程や場所等は県と協議の上決定することとし、会場借上等の手配、開催チラシの作成は受託者が行うものとする。

(イ) 参加者

開催通知は県及び受託者がすることとし、100人の参加を目標とする。

【参加者見込み】県内の農協、農業法人、有機栽培等に関心のある生産者、行政機関（県・市町村）など

(ウ) 実施内容

「超・プレミアム米」実証結果や高付加価値米生産の優良事例などについて、講演や事例紹介の手法を用いて参加者に説明するものとし、具体的な実施内容案は企画提案公募の内容に含む。

(エ) アンケートの実施

- ・参加者に対して、アンケートを実施し、集計・分析を行う。
- ・アンケートの内容は、県と協議して決める。

(2) 「超・低コスト米」の現地実証業務

ア 現地実証の実施

- (ア) 「超・低コスト米」の栽培実証を、生産者に委託して実施する。
- (イ) 委託先及び実証内容は、県と協議の上、決定する。
- (ウ) 実証に必要な機械等がある場合、受託者がレンタル等の手続きを行う。

イ 「超・低コスト米」の技術紹介動画の撮影とSNS等での周知

- (ア) アの取組について、低コスト栽培技術を紹介する動画を3本程度撮影・編集し、「農なび青森」等のSNSに掲載する。
- (イ) 撮影内容は、県及び生産者と協議の上、決定する。

ウ 「超・低コスト栽培」優良事例の収集

稲作の省力・低コスト栽培に取り組む県内外の先進事例を収集し、本県の気候条件等における活用可能性について検討する。

- (ア) 県外の調査地及び実施時期は、県と協議の上決定する。
- (イ) 調査に係る通知等は県が実施する。

エ 「超・低コスト米」技術研修会の運営

(ア) 日程・会場等

- ・令和6年12月から令和7年2月までの間（平日に限る）に、青森市内で1回開催する。
- ・具体的な日程や場所等は県と協議の上決定することとし、会場借上等の手配、開催チラシの作成は受託者が行うものとする。

(イ) 参加者

開催通知は県及び受託者がすることとし、100人の参加を目標とする。

【参加者見込み】 県内の農協、農業法人、低コスト栽培等に関心のある生産者、行政機関（県・市町村）など

「超・低コスト米」実証結果や省力・低コスト栽培の実践農家事例などについて、講演や事例紹介の手法を用いて参加者に説明するものとし、具体的な実施内容案は企画提案公募の内容に含む。

(ウ) アンケートの実施

- ・参加者に対して、アンケートを実施し、集計・分析を行う。
- ・アンケートの内容は、県と協議して決める。

5 委託業務の対象経費

「4 業務内容」に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認めない。

- (1) パソコン、OA機器、電話機、ソフトウェア等の購入経費
- (2) 5万円以上の物品の取得経費
- (3) 飲食代

6 状況報告等

業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。

7 成果品等

- (1) 業務完了報告書：1部
- (2) 「超・プレミアム米」及び「超・低コスト米」現地実証等結果報告書：1部
- (3) 「超・プレミアム米」及び「超・低コスト米」紹介動画一式：1部（電子データ）
- (4) 「超・プレミアム米」求評等結果報告書：1部
- (5) セミナー及び技術研修会開催業務報告書：1部
- (6) 電子データ（(2)～(6)の全データをDVD-ROM等に収納）：1部

8 著作権

- (1) 受託者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責めにおいて解決するものとする。
- (2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
ただし、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保されるものとし、受託者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作権）については、県が業務に使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、県並びに県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作権人格権（公表権、指名表示権、同一性保持権）を行使しない。

9 特記事項

- (1) 受託者は、この業務を実施するにあたって、善良なる管理者の注意をもって処理し、その業務の目的を達成するために効率的に運営すること。また、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 受託者は、この業務を実施するにあたって、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県に報告すること。
- (3) この業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないものとする。
- (4) この業務に係る苦情等については、受託者が責任を持って対応するものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、県と協議するものとする。